

報 告 事 項

令 和 2 年 3 月 定 例 会

令和2年3月岡崎市議会定例会報告事項目録

| 報告番号 | 件名 | ページ |
|------|--|-----|
| 1 | 工事請負の契約の変更の専決処分について（中央緑道等整備工事その2） | 1 |
| 2 | 損害賠償の額を定める専決処分について | 5 |
| 3 | 岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について | 9 |

令和2年報告第1号

工事請負の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された工事請負の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和2年1月10日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

令和元年6月21日議決「工事請負の契約について（中央緑道等整備工事その2）」を経て締結した工事請負契約の完成期限「令和2年3月27日」を「令和2年12月25日」に改める。

令和2年報告第2号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年1月31日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 損害賠償額

29,169円

2 事故の概要

令和元年11月16日午後8時頃、岡崎市矢作町字^{ひそこ}竊樹27番地先の市道矢作竊樹堤線において、走行中の相手方自動車の左前輪が路肩舗装の破損部分に落ち、当該自動車の左前タイヤ及びホイールを損傷する損害を与えた。

令和2年報告第3号

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び岡崎市
病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決
処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和2年2月4日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

（岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 岡崎市病院事業の設置等に関する条例（平成10年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

